

## 社会福祉法人保内園理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

1. 理事・監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人保内園定款第八条及び第二一条に定めるとおり無報酬とする。
2. 理事会及び評議員会に出席した理事・監事及び評議員には、社会福祉法人保内園旅費規程に基づいて旅費を支給するものとする。

### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年12月1日より施行する。